
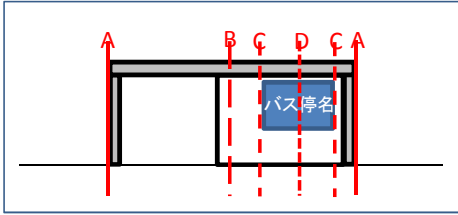
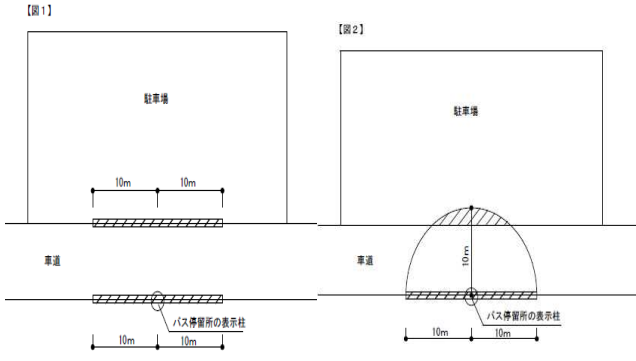
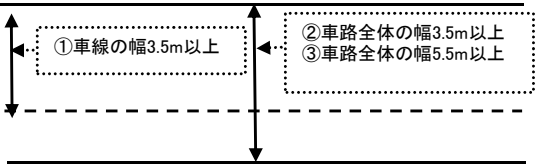
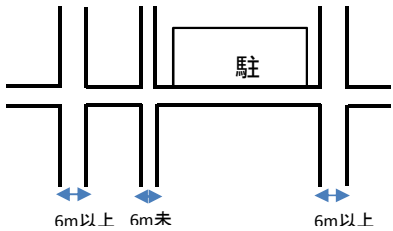


駐車場関係施策に関する質問への回答等

番号	意見、質問等	回答
1	<p>本市の人口は25万人ですが、駐車場法の趣旨が現在のニーズと合致せず形骸化していると感じるので、利用者保護の観点だけではなく、法の枠組みの中で総合的な視点のまちづくり(立適や環境負荷、賑わいづくり等)に対応できるよう、規制のあり方について検討をしていただきたいと考えます。</p> <p>現時点で感じる問題点 中心市街地の機能保全のためにまちなかへの駐車場の乱立を抑制したいと考えているが、本来誘導すべき土地利用ではない小規模貸駐車場等になる土地等について、行政で把握や指導ができない 小規模な路外駐車場は狭小地に無理に作られているため十分なスペースが確保できず、危険な構造となっている 郊外部に多い、面積が大きくても無料貸しの路外駐車場について、駐車場法に基づく届出義務がなく、行政での実態把握、安全対策ができない</p>	<p>平成29年12月に、社会資本整備審議会「都市計画基本問題小委員会都市施設ワーキンググループ」で、今後の駐車場政策の基本的な考え方をとりまとめました。</p> <p>その中で、まちづくりと連携した駐車場施策の推進が提言されており、現在その提言内容を基本にまず運用面からの具体的な検討を進めています。</p>
2	<p>駐車場整備計画の更新にあたり、まちづくりと連携した内容にすべきと考えているが、参考となる事例、策定にあたっての留意点があればご教示願いたい。</p>	
3	<p>駐車場法施行令第7条第1項第1号イの規定により、「乗合自動車の停留所…(略)…を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分(道路交通法第44条第5号)」には、路外駐車場の出口又は入口を設けることができませんが、乗合自動車の停留所が「広告付バス停留所」であった場合、10メートルの起点はどこになると考えればよいのでしょうか。</p> <p>A:バス停留所の端部から B:バス停留所の中心から C:バス停名表示板の端部から D:バス停名表示板の中心から</p> <p>○広告付バス停留所の例</p>  	<p>警察庁に道路交通法第44条第5号の一般的な考え方を確認したところ、バス停名が掲げられている中心の位置から10メートル以内部分が停車及び駐車を禁止する場所となっております。</p> <p>このことから、左記の例ではDの位置となります。</p>

番号	意見、質問等	回答
4	<p>駐車場施行令第7条第1項第1号イ「道路交通法第四十四条各号に掲げる部分」に関して、バス停等について、停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分について出入口は設けられないとの規定がありますが、標示柱又は表示板が駐車場の反対側にしかない場合の10mの考え方について、ご教示ください。</p> <p>A: 図1のとおり駐車場側についても道路に沿って10mの範囲 B: 図2のとおり表示柱から同心円状で10mの範囲 C: 駐車場側は表示柱がないため範囲外</p> <p>また、この場合の道路は、中央分離帯はないものとし、</p> <p>①: 反対側にしか停車しない一方のみのループバスの場合 ②: 駐車場側にも停車するが、標示が反対側にしかない場合の2点についてご教示ください。</p> 	<p>警察庁に道路交通法第44条第5号の一般的な考え方を確認したところ、駐停車禁止の範囲は停留所又は停留場であることを表示するために立てられている標示柱又は標示板の中心点から半径10メートルで画いた円又は弧の部分になります。</p> <p>このことから、左記の例では図2の考え方となります。</p>
5	<p>本市において、高さ2.25mの車両が駐車場天井の構造物にぶつかり、屋根に傷ができる事故があった。当該駐車場は届出駐車場であるが、届出当時の駐車場は廃業し、別の事業者が未届けのまま営業していた。そのため、現在営業している事業者に届出をさせ、構造の立入り検査を行ったところ、車路の高さの基準を満たしていない部分があった。事業者は、暫定の措置として特に天井が低い2.15mの部分はポールで車が通れないようにし、また、進入可能な車の高さを2.1mから2mとしたところである。現在も車路の一部に2.25m程度の基準を満たしていない箇所があるため、今後も基準を満たすよう改善の指導を継続するものの、法19条に規定する著しい危険があるとまではいえないように思うが、判断の妥当性について伺いたい。また、他の市町村等で、構造基準を満たしていない駐車場について著しい危険の有無を判断した例があれば伺いたい。</p>	<p>路外駐車場の構造及び設備が路外駐車場の利用上著しく危険であるかどうかについては、事案の状況に応じて、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
6	<p>届出対象となる駐車場部分と一体となっている届出対象外の駐車場について 届出対象となる駐車場（一般公共の用に供する、駐車のために供する面積が500㎡以上、駐車料金を徴収する）部分と一体となっている以下の駐車場部分について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般公共の用に供さず、料金は徴収する (2) 一般公共の用に供し、料金は徴収しない (3) 一般公共の用に供さず、料金も徴収しない <p>届出対象となる駐車場部分と併せて一体の駐車場として扱い、届出対象とするのか、また、技術的基準の適用を受けるのかについてご教示願いたい。</p>	<p>一般公共の用に供する駐車場とその他の駐車場が一体のものとなせる場合、前者の駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であれば、当該駐車場は全体として駐車場法の技術的基準の適用を受けるものと考えます。</p> <p>また同様に、前者の駐車場で料金を徴収し、届出対象であれば当該駐車場は全体として駐車場法の届出の適用を受けるものと考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
7	<p>一の車路に複数の車線があり、いずれの車線も同一方向に向かうものとなっていた場合における令第8条第2号に係る基準(車路の幅員に係る基準)の内容についてご教示願いたい。内容の例としては以下のものが考えられる。</p> <p>① 一の車線に対して、一方通行の場合における基準である「幅3.5m以上」を適用する。(車路全体で見ると、$3.5 \times (\text{車線の数})\text{m}$以上となる。)</p> <p>② 車路全体に対して、一方通行の場合における基準である「幅3.5m以上」を適用する。</p> <p>③ 当該車路を相互通行とみなし、車路全体に対して、相互通行の場合における基準である「幅5.5m以上」を適用する。</p> <p>《イメージ: 以下は一の車路に2車線ある場合》</p> 	<p>一方通行時における3.5mは、走行車両に対して歩行者の待避し得る最小値になります。同一方向に複数の車路がある場合の定めはありませんが、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を確保する必要があります。</p>
8	<p>機械式駐車装置について、大臣認定とJIS規格とでは、どのような差があるのか(大臣認定とJIS規格とで安全性の項目に違いがあるのか、JIS規格を満たしていれば大臣認定は不要なのか)、ご教示ください。</p>	<p>JISと特殊装置の大臣認定の基準(施行規則第4条)の内容はほぼ同様のものですが、500㎡以上の路外駐車場に設置する機械式駐車装置については、大臣の定める基準に適合していることの認定を受ける必要があります。JIS規格を満たしていても大臣の認定を得る必要があります。</p>
9	<p>路外駐車場の出入口は、交通処理の可能となる交差点から交差点までの区間の幅員が6m以上である道路に設置することとされていますが、この「交通処理可能となる交差点」とは幅員6m以上の道路との交差点が該当するものと判断してよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、幅員6m未満の道路との交差点も該当するのでしょうか。その場合、「交通処理可能」の考え方についてご教授ください。</p> 	<p>交通処理可能となる交差点については、事案の状況に応じて警察部局と協議の上、各地方公共団体において適切に判断願います。</p>
10	<p>自動二輪車駐車場に関して、原付バイクや自転車等と併用しているいわゆる駐輪場を設置しようとした場合は、自動二輪車専用の駐車ます部分の合計面積が500㎡を超えたものが届出の対象となると認識でよいか。</p> <p>なお、この場合の当該駐車ますとは、専ら自動二輪車を駐車する場所であり、自転車や原付バイクの駐車ますは含まれない、と考えてよいか。</p>	<p>自動二輪車専用の駐車ます部分の合計面積が500㎡を超えるものが届出対象になると考えます。</p>

番号	意見、質問等	回答
11	<p>日常的に大多数の旅客が発生する空港や大規模な鉄道駅などにおいて、利便性や交通渋滞対策の観点から駐車場以外に送迎用の乗降場の設置も必要となるものとする。</p> <p>瞬間的な利用を想定した乗降場を設置し、短時間利用を促すためにゲートを設け有料とした場合、路外駐車場という取扱いになるか。また、当該乗降場の停車スペースが500㎡以上の場合には届出対象となるか。</p> <p>対象となる場合、一方通行式の乗降場などは駐車場法に定める基準(出入口の設置可能場所や車路や出入口の幅員など)を満足させることが困難な場合があるが、乗降場の設置による緩和措置などはあるか。</p>	<p>一時的又は短時間であっても、駐車場法第12条の要件に該当するのであれば、届出が必要になります。</p> <p>なお、乗降場となる緩和措置について具体的な定めはありません。</p>
12	<p>自動車の車路について、相互通行とならないよう信号や交通誘導員により、その都度一方向の通行とする場合、駐車場法上の「一方通行の自動車の車路」とみなせるでしょうか。</p>	<p>確実に自動車が円滑にかつ安全に走行することができる担保が必要と考えます。</p>
13	<p>全国駐車場政策担当者会議 質問回答集(第23回No.8 第25回No.8)において、駐車場法第11条及び駐車場施行令第6条から第15条の技術的基準は、一定規模以上の路外駐車場について、路外駐車場の安全等を確保するために必要な規定であるため、この規定を遵守すべき旨の回答がありますが、「駐車場管理者が適正に管理しているにも関わらず、その後の周辺環境の変化により技術的基準を満たさない駐車場についての相談」や「駐車場法施行以前から建ており、技術的基準に合致していない状態で長期間存在する建築物の駐車場などのリニューアルについての相談」があり、技術的基準に合致するように指導を行うことで、場合によっては、既存事業所や店舗等の移転や撤退に直結することから、対応に苦慮しております。</p> <p>既存駐車場の配置計画の変更における、「建築物に付属する路外駐車場における技術的基準の不適合部分が增大しない建築物本体の増築」や「建築物の既設駐車場における技術的基準に不適合部分が增大しない増築」については、技術的基準の適合させる対象から除くといった例外規定等を検討できないでしょうか。</p>	<p>法令の改正や周辺状況の変化により現施行令の技術的基準に適合しないこととなったものについては、その後、当該既存不適合部分に係る変更の届出をする必要が生じた際には、技術的基準に適合するようにならなければならないと考えます。</p> <p>なお、現在、技術的基準における大臣認定制度の対象拡大について検討を行っているところです。</p>
14	<p>バリアフリー法における特定路外駐車場は、建築物又は建築物特定施設であるものは除くとされていますが、建築物の敷地内に存する広場式駐車場は、建築物の規模に関わらず、全て技術的基準への適合義務はないのでしょうか。</p> <p>例えば、小規模な駐車場管理棟が設けられている大規模な広場式駐車場は、建築物特定施設に該当し、特定路外駐車場から除かれるのでしょうか。</p>	<p>建築物の敷地内に存する広場式駐車場については、当該建築物が特定建築物又は特別特定建築物の場合、建築物移動等円滑化基準に適合する必要があります。一方、特定路外駐車場の場合は、路外駐車場移動等円滑化基準に適合する必要があります。</p>
15	<p>近年の訪日観光客増加に伴い、大型バス用の駐車マスを併設した駐車場の需要が高まっています。そのような駐車場を整備する場合、出入口や車路幅等の構造について基準があればご教示ください。</p>	<p>大型バス用の出入口や車路幅等については、具体的な定めはありません。</p>

番号	意見、質問等	回答
16	<p>駐車場法施行令第12条～第14条において、立体駐車場等、建築物である駐車場を設置する場合は、換気装置や照明装置、警報装置などの設備を設けなければならないとされています。</p> <p>このような設備の管理面において、過去の相談の中で、建築物である駐車場の管理者と建築物所有者が異なり、発券機や精算機、ゲートバーなどの設備は駐車場管理者が管理しているものの、換気装置や照明装置といった建築当時から建築物に付帯している設備は建物所有者が管理しているといった話がありました。</p> <p>このような場合でも、駐車場法第12条に基づく届出においては、駐車場管理者が管理していない設備も記載し、届出をすることが適当なのか、もしくは管理者と所有者の連名による届出等、何らかの適当な方法があればご教示願います。</p>	<p>第12条の届出は、構造及び設備の技術的基準への適合を明確にする観点から求められるものですので、法令等に従った内容の届出が必要です。</p>